

奈良 オートオークション運用規定

2010年 7月 一部改定
2010年 8月 一部改定
2010年 9月 一部改定
2010年10月 一部改定
2010年12月 一部改定
2012年 4月 一部改定
2013年 4月 一部改定
2014年 4月 一部改定
2016年 5月 一部改定
2017年 4月 一部改定
2017年 7月 一部改定
2019年 4月 一部改定
2019年 9月 一部改定
2020年 9月 一部改定
2024年 9月 一部改定

■ コーナー・手数料・搬入締切・検査

消費税別価格

コーナー名	出品No	出品料	成約料	落札料	商談落札料	搬入締切	検査	
スタートダッシュ	3001～	¥4,000	¥10,000	¥9,500	¥12,800	水曜20時	通常検査	
0→5 ※1	4001～	¥3,000	¥10,000	¥9,500	¥12,800	金曜17時	専用検査	
スマイル	1～	¥6,800	¥10,000	¥9,500	¥12,800		通常検査	
初出品	6001～	¥5,800	¥10,000	¥9,500	¥12,800		通常検査	
0円売切り ※2	1001～	無料	☆	¥7,000	受付不可		専用検査	
現状 ※3	9001～	¥9,800	¥10,800	¥10,500	¥12,800		専用検査	
ディーラー	7001～	¥6,800	¥10,000	¥9,500	¥12,800		通常検査	
中型	5501～	¥8,800	¥12,800	¥10,500	¥13,800		通常検査	
大型		¥12,000	¥15,800	¥12,500	¥15,800		通常検査	
当日	スマイル	2001～	¥6,800	¥10,000	¥9,500	¥12,800	当日12時	通常検査
	ディーラー	8001～	¥6,800	¥10,000	¥9,500	¥12,800		通常検査
	現状	9101～	¥8,800	¥10,000	¥9,500	¥12,800		専用検査

※1～3 専用検査を実施するコーナー規定参照

■ コーナー定義

コーナー名	出品No	コーナー定義
スタートダッシュ	3001～	新規搬入車両のみ。台数限定有り
0→5 ※1	4001～	0円スタート5万円以上での自動売切り 5万円までの調整は可能
スマイル	1～	スタートダッシュ締切後の搬入車両
初出品	6001～	オークションに3ヶ月以上出品歴の無い車両 再出品は1回 (インターネットAA・出品取消・未セリ車 は除く)
0円売切り ※2	1001～	0円スタート完全売切り
現状 ※3	9001～	現状車両・不動車両 等
ディーラー	7001～	ディーラー会員のみ出品可
中型・大型	5501～	①参照
当日	金曜 17時以降の搬入車両	

※1～3 専用検査を実施するコーナー規定参照

【注意事項】

- ☆ 0円売切りコーナーの成約料は成約金額が ¥12,000 を超えた場合は ¥7,000となります
- ・ 検査付車両が成約の場合、成約料が+¥2,000となります
- ・ 記念・イベントAA時は搬入締切時間が異なります
- ・ コーナー変更(再出品の場合)は火曜日17時が締切となります

- ① 中型・大型コーナー 4tベース車以上
 サイズ 長さ5.5m以上、幅1.9m以上、高さ3.1m以上のいずれか
 (2tワイド、2tロング、積載車、コースターなども)
 ※J U奈良判断により普通車と共に展示が困難であると判断した車両
 ※大型サイズ車両は全てこちらのコーナーでの出品となります
 他のコーナーへは出品できません(事故現状車、不動車含む)
 ※中型・大型コーナーにご出品の際は、出品票に車検証、一時抹消謄本、
 予備検査証のいずれかの写しを添付して下さい

■ 出品車輛について

<p>出品不可車輛</p>	<p>永久抹消登録（法第15条）車輛 現時点で輸出抹消登録（法第15条の2）されている車輛 現時点で事業用登録されている検査付車輛（緑ナンバー車 黒ナンバー車） 特装車輛等で下もの（車輛ベース部分）と上もの（特装部分）に個々の書類の完備が登録の条件となる車輛（例）タンクローリー車等（但し、「特装部分書類なし」の出品申込書への明記で出品可） 所有権移転に法的問題がある車輛 主要部品が取外されリサイクル法に従う処理が適切であると判断される車輛 車検付車輛で自賠償保険の無い車輛 車内及び荷台に不用物等が積込まれている車輛 プレート・封印が適正に取り付けられていない車輛（軽自動車は除く）</p>
<p>出品店名義登録又は抹消登録をした上で出品が可能な車輛</p>	<p>差替え、又は再交付が困難である車輛 登録名義人が死亡している車輛（遺産相続対象車輛） 地域により登録手続きが異なる車輛</p>
<p>福祉車輛の取扱</p>	<p>身体障害者用車輛ならびに福祉用車輛につきましては出品申込書への明記が必要となります ※消費税非課税手続きについては18ページ参照</p>
<p>現状車 完全不動車の取扱</p>	<p>「現状車コーナー」のみに出品可（但し、大型車輛を除く）</p>

■ 年式

国産車輛・輸入車輛 共に車検証の初度登録年を年式とする

■ 検査の有無による出品形態

<p>一時抹消出品</p>	<p>車検切れ車輛</p>
<p>検査付出品</p>	<p>車検の有効期限がA A開催日当日までの車輛 書類の有効期限が翌月末日以上ある車輛 ※A A開催日の翌々月1日より車検有効期限の短い車輛を成約した場合落札店よりの抹消依頼を受ける義務及び、納税証明書の添付が必要</p>

■ 修復歴及び骨格の基本定義

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。

2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。

また、骨格は溶接接合されている部位(部分)のみとし、ネジ止め部位(部分)は、骨格としない。

「溶接」にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。

	骨格部位	修復歴の判断基準	修復歴とならないものの補助規定
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	① 小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ② 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	① コアサポートの先端部より前に位置する部分、及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ② けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③ バンパーステー取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④ 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① コアサポートの先端部より前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ② 小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① 一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ② ボディサイドパネルの単体部品交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③ シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④ 1BOX車等のルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤ 小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの 3) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	① 突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ② 小さな凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	① リヤエンドパネル又はリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの ② 小さな凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③ スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み、小さな破れ又はその修理跡があるもの

- ① クランプ跡があるものは、「修復歴車である疑いが強い」ので注意深く検査し、骨格部位の損傷や修理の痕跡発見に努める。
その上で、「骨格部位に凹み・曲がり又はその修理跡がなく、かつ、修正機により修正された状況が確認できない場合」は、修復歴としない。
- ② 軽微な損傷(凹み、破れ等)が一つの部位に複数個有り、その損傷が近接もしくは連続している場合は、修復歴とする。
- ③ フレーム付き車や輸入車の一部等で、車種・構造の特殊性により上記判断基準をそのまま適用することが適切でない判断される場合は、主催商組の基準を暫定的に適用することができる。
- ④ 小さな損傷の大きさはカードサイズ未満とする。

■ 評価点および評価基準

評価点	走行距離	初年度登録後の経過月数	内容	内装	外装
S点	10,000kmまで	12ヵ月まで	内外装とも良好な状態	A	A
6点	30,000kmまで	36ヵ月まで	傷凹等が少々あるが加修対象とならないもの	A	A
5点	50,000kmまで	*****	・傷凹等があるが軽微な加修で済むもの ・内外装に軽微な補修跡があるもの	B以上	B以上
4.5点	100,000kmまで	*****	・傷凹等があるが多少の加修で済むもの ・内外装に多少の補修跡があるもの	C以上	B以上
4点	150,000kmまで	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に補修跡があるもの	C以上	C以上
3.5点	*****	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に多少雑な補修跡あるもの	D以上 (どちらか一方がC以上)	
3点	*****	*****	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑なもの	D以上	D以上
2点	*****	*****	・傷凹錆腐食等の全体的な加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの ・上記3点評価車を上回る減点要因があるもの	E以上	E以上
1点	*****	*****	冠水車、消火剤散布跡車	×	×
R点	*****	*****	修復歴車、未修復車	E以上	E以上
ブランク	*****	*****	粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車	****	****
注	<p>①修復歴車で冠水車、または修復歴車で消火剤散布跡車の場合は「R1」とする。</p> <p>②検査不可能車(ボンネットフード、トランクフード、ドア等が開かないもの)は、検査不可能箇所を明記し評価点を付与する。(車台番号が確認できない車輛は出品不可)</p> <p>③メーター交換車、ひょう害車は「持ち点車」(2点以上)扱いとする。</p> <p>④登録月の申告がない場合は、1月登録車とみなし評価点を算定する。</p> <p>⑤初年度登録後の経過月数は、初年度登録月を含む。</p>				

キャブ交換歴の申告 及び 職権打刻の申告	キャブ交換の申告を行う場合、ディーラーでの交換及び交換記録の記録簿への明記が必要です 前記以外での交換修理は申告があってもR点評価となります 職権打刻の申告がなされていない場合R点評価となります
----------------------------	---

■ 内・外装補助評価点

外装評価

補助評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	小傷、小凹、良好な補修跡が少々あるもの
B	軽微な加修が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な加修を必要とする傷、凹があるもの ・多少の補修跡があるもの ・軽微な錆等が少数まで ・ガラスにヒビ割れ、小傷があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加修を必要とする傷、凹があるもの ・補修波があり色ムラ、ボケが多少あるもの ・錆、腐食が多少あるもの ・交換を要するガラスの割れ、目立つ傷があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加修を必要とする大きな傷、凹が多数あるもの ・加修を必要とする錆、腐食が多数あるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

内装評価

補助評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な清掃で戻るもの ・目立たない小スレ、小傷まで
B	軽微な加修が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃で目立たなくなる汚れがあるもの ・小さな破れ、コゲ、ビス穴等があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃が必要なシミ、汚れがあるもの ・傷、破れ、コゲ、コゲ穴、ビス穴 ・ペイントがあるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・主要部品の交換が必要なもの ・欠陥部品が多数あるもの ・目立つ傷、破れ、コゲ、コゲ穴等が多数あるもの ・ペンキが付着しているもの ・異臭があるもの ・全体に錆が多数あるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

■ 評価点の上限基準

	基準	補足
5点上限	職権打刻車	国産車のみ適用
4点上限	色替え車	元色と異なる全塗装の場合のみ適用
3.5点上限	メーター改ざん車(*)	
	走行不明車(＃)	
	骨格部位以外の溶接部位交換車	リアフェンダー、サイドシル、リアエンドパネルラジエータコアサポート、旧クロスメンバー等の交換車両に適用
	修復歴としなかった骨格損傷車両	骨格の小さな損傷で修復歴としない場合、ラジエータコアサポート単体交換の場合に適用

■ 検査表示記号

部位	表記記号		適用レベル
ボディ バンパー	キズ	A1	カードサイズ程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	上記(A3)を超えるキズ
	エクボ	E	500円玉未満の小さな凹み
	凹み	U1	カードサイズ程度の凹み
		U2	20cm×20cm程度の凹み
		U3	30cm×30cm程度の凹み
		U4	上記(U3)を超える凹み
	キズを伴う 凹み	UA1	カードサイズ程度のキズを伴う凹み
		UA2	20cm×20cm程度のキズを伴う凹み
		UA3	30cm×30cm程度のキズを伴う凹み
		UA4	上記(U3)を超えるキズを伴う凹み
	補修跡	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修波が若干目立つもの
		W3	加修波が大きく目立つもの、または、再仕上げを要するもの
	サビ (外板)	S1	小さなサビ
		S2	目立つサビ
		S3	大きなサビ
	腐食 (外板)	C1	小さな腐食・ウキ
		C2	目立つ腐食
		C3	大きな腐食
		C穴	腐食穴があるもの
塗装	P	塗装に関する用語	
要交換	×	交換を要する損傷	
交換済	××	交換済みのもの	
ガラス	キズ	目立つキズ	
	飛石	ボールペン先ぐらいのもの	
	ヒビ割	500円玉程度のもの	
	リペア跡		
	× 要	交換を要する損傷	

■ 0→5コーナー

評価点	評価点の採点はありません（修復歴判定は行いません）
セリ方法	全車 0円 スタート 5万円以上で完全売切り 5万円未満での価格調整可能
クレーム受付	基本的にはノークレーム（0円売切り、0→5コーナー専用クレーム受付参照）

■ 0円売切りコーナー

評価点	評価点の採点はありません（修復歴判定は行いません）
セリ方法	全車 0円 スタート 完全売切り ノーコール車輜は流札（流札車輜の商談受付不可）
その他	初回出品に限り出品料無料（但し、2回目以降の出品については 出品料2,000円） 成約金額が12,000円を超える場合は成約料7,000円）
クレーム受付	基本的にはノークレーム（0円売切り、0→5コーナー専用クレーム受付参照）

●車輜状態により出品を、お断りする場合があります。

●セールスポイント、注意事項申告欄についての不具合等、瑕疵以外の記入は削除します。

■ 初出品コーナー

クレーム受付	AA当日を含め5日17時30分まで
コーナー義務違反	キャンセル時 ￥50,000 + 手数料 + 陸送代 値引き時 ￥50,000 （落札店より選択できるものとする）

■ 現状車コーナー

現状車コーナーに出品されています車輛は、事故現状車輛ならびに不動車輛等で構成されており
全て未修理又は未修理相当と判断された車輛です
又、部品等の不足・欠品が十分予想されます（主要部品を除く）
本コーナーの性質上 クレーム受付範囲も大きく制限されております
応札されます際は、十分な下見とクレーム受付範囲に大きな制限があることを了承の上セリに参加してください

本コーナーに出品されています車輛は、ドア破損、ガラス割れ等により室内に雨水等の侵入が
十分予想され 又、落札車輛の保管状態によりその後室内に浸水することも十分予想されます
以上のことより、通常AA会場においての冠水歴車輛のクレーム受付期間が3ヶ月間という定めに対し
JU奈良AAの現状車コーナーの冠水歴車輛クレーム受付期間は「AA当日を含む5日間」と大きく制限されています
応札されます際は、十分な下見と冠水歴車輛クレーム受付期間に
大きな制限があることを了承の上セリに参加してください

「ウインチマークスタンプ」ならびに「フォークリフトマークスタンプ」を検査員が押印する場合があります
あります 本スタンプは、落札されました会員様の車輛搬出の参考にお役立ていただくことを目的としています
又、スタンプの押印基準は搬入時の搬入状態を基準としたものであり「車輪が転がる」等の状態を
保証するものではありません
応札されます際は、十分な下見を行いセリに参加してください
スタンプは、下記をご確認ください

	<p>自走不可であるが車輪は転がる程度の状態で搬入された車輛 あくまでも参考程度にお考えください 「車輪は転がります」を保証するものではありません</p>
	<p>車輪が転がらず搬入された車輛 移動・キャリアカーへの積込みにはフォークリフトの使用が必要です あくまでも参考程度にお考えください</p>

車輛状態により出品を、お断りする場合があります

主要部品とは、エンジン、MT、AT、デフとし欠品の場合クレーム受付期間は「AA当日を含む5日間」

■ その他の確認事項

〔プレート取り外し忘れ〕

抹消や名義変更等で落札店からのプレートの返送が必要な場合出品店責任として
返送手数料5,000円を出品店より落札店に支払います

〔成約車輛よりのプレート取り外しについて〕

成約決定時点で当該車輛は出品店より落札店に所有権が移転したものとみなします
出品店が出品申込書に未申告の内容についての物品（プレート等）の取り外しは出来ません

■ 搬入時の積込不可部品

下記に示すものは、紛失及び盗難の恐れが有りますので後日渡しの手続きを行ってください
積込まれた状態で紛失した場合出品店責任となりますのでご注意ください

出品時積込不可部品 (要後日渡し手続き)	保証書 整備手帳 記録簿 取扱説明書 カードキー イモビキー スペアキー ナビ・TV (容易に取外しが可能なもの) リモコン ナビロム 等
-------------------------	--

■ 通常以外の保管 指定場所・キーロック・キー預かり

下記の理由等により出品車輛を通常の出品N○順に配置しない車輛

指定場所	未使用車等の理由により別途保管が適切と判断した車輛
キーロック	高額車または特別な装備が施された車輛はキーロック (施錠) し保管させていただきます。 下見を希望される場合は、キー保管場所にて所定の手続きをしていただきますとキーを貸し出しさせていただきます。 下見終了後は所定の手続きを行い貸し出しキーを返却してください。
キー預り	特別なキー等が設定されている車輛は、施錠せずにキー保管場所にて保管させていただきます。貸し出し等についてはキーロックと同等です。
キーBOX	スマートキー等、特別なキーにつきましては車輛内にBOX保管させていただきます。 キーBOXにつきましては、搬出口にて取り外させていただきます。

■ 出品車輛・落札車輛の保管について

JU奈良AAに出品された (落札含む) 車輛の保管期間 (保管責任期間) は翌週火曜日 17時までです
尚、搬入時は出品が確定された時点より保管期間が発生します
保管期間中に発生した不具合ならびに業務中 (検査及び場内移動) に発生した不具合について
JU奈良AAは一切の責任を負いません

■ 下見・セリ参加

JU奈良AAでの落札については下見による現車確認が基本となります
又、現車確認ができる箇所につきましてはクレーム対象外となります
セリに参加されます際は十分な下見を行い参加してください
外部端末よりセリに参加され下見をご希望されます会員様は下見代行サービス (有料) をご利用ください
AA開催日以外での下見をご希望されます会員様は事務局営業時間内にて
IDカードをご提示のうえ下見申請を行ってください

■ 即落サポート ご利用規約

【概要】

即落サポートとは、オークションで売買が成立しなかった出品車を、出品店が即落価格(希望価格)を設定し掲載、売買するシステムです。

当サービスにおけるすべての取引は、現車セリ会場での取引と同様とみなしJU奈良オークション規約を適用します。

※即落サポートで売れなかった車輛は、次回開催オークションへ自動再出品となります。

登録条件	未搬出の流札車輛（訂正があった流札車輛は登録できません）
登録方法	搬出券に記入し受付カウンター申込BOXへ提出
受付	受付はセリ翌週火曜日の午前12時まで
公開期間	開催日セリ終了後から翌週木曜日午前12時まで
手数料	出品料(登録料):無料/成約料:15,000円/落札料:15,000円(各税別)
搬出期限	成約日を含む4日以内午後5時まで
クレーム期限	成約日を含む5日以内午前12時まで
書類期限	成約日を含む10日以内午後5時まで
都合キャンセル	出品店都合キャンセル・成約日の翌営業日午後3時まで
	(ペナルティ10万円+全手数料+諸経費)
	落札店都合キャンセル・成約日の翌営業日正午まで
	(ペナルティ5万円+全手数料+諸経費)
その他	・清算については、該当開催分として計上いたします。
	・即落登録中の二重売りは全て出品店責任となりますので、ご注意ください。
	・事務局休業期間中、または営業時間外は翌営業日を成約日といたします。

■ 代金の決済

〔落札車輛代金の決済〕

一般会員	オークション開催日を含め7日以内 翌週金曜日 17時 金融機関休業時は前日
現金会員	オークション開催日を含め4日以内 翌週火曜日 17時 金融機関休業時は前日

決済完了は当該AA事務局及び指定金融機関の銀行口座への着金が確認された時点とします
振込み手数料については送金側の負担とします

金融機関の振込み依頼書控え等での決済確認は行いません

〔出品店への成約車輛代金の決済〕

出品店に対する成約車輛代金の支払いは 原則、全成約車輛の必要書類決済完了日の翌金融機関営業日とします 但し、AA開催日に全成約車輛の書類決済が完了した場合 原則、翌々金融機関営業日とします

出品店に未清算債務が有る場合成約車輛代金より相殺いたします

■ 成約車輛の書類決済

成約車輛についての書類は全国の運輸支局・軽自動車検査協会で登録可能なことが条件です

抹消車輛	軽自動車	検査証返納証明書 検査証返納確認書 R券
	普通車	一時抹消登録証明書 譲渡証明書 R券
検査付車輛	普通車	検査証 譲渡証明書 印鑑証明 委任状 自賠責保険 納税証明書 R券 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします
	軽自動車	検査証 OCR又は申請依頼書 自賠責保険 納税証明書 R券 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします

車検付車輛書類の有効期限	AA開催月の翌月末以上の有効期限を有する書類
--------------	------------------------

書類有効期限付出品車輛	書類有効期限が翌月末に満たない車輛でも 有効期限がAA開催日を含む21日以上あるものは出品申込書に記載があれば出品可能 出品申込書の書類有効期限欄に〇月〇日を記入 例) AA開催日 12月1日 書類有効期限 12月21日 ⇒ 可能	
書類受付	期限付にて成約した車輛の書類受付期間は 開催日を含む10日目17時 遅延対象日に到着が遅れる場合⇒翌月末まで有効の書類との差替えが必要	
早期名変依頼 落札店了承	あり	出品店が10,000円（税別）を落札店に支払う
	なし	出品店が名変を行う ナバ-フ-レートの返却手数料 5,000円+ ^α カティー

書類決済期限	書類決済期限は、AA当日を含む10日目17時（翌々週月曜日17時）
--------	-----------------------------------

〔名義変更〕

落札店は名義変更を指定した期限内（通常は、翌月末日）に必ず完了してください
又、名義変更を完了した車検証のコピーにオークション開催数、出品番号、会員番号を明記のうえ
郵送又はFAXにて事務局に送付（送信）してください その際、車検証コピー到着期限は翌月末日15時までです

又、出品店の仕入先他AA等から10,000円を超えるペナルティの請求があった場合、落札店は
その差額分も支払う必要があります
但し、他AA会場等発行の請求書（JU奈良AAが認めたもの）が必要です

名義変更コピーが事務局に到着していない場合および文字が不鮮明で確認が困難な場合があります
その際は、再送信のお願いをいたします

永久抹消につきましては登録事項証明書をもって名義変更完了コピーとします

所有権のみの変更は名義変更とは認めませんこの場合ペナルティ-20,000円が科せられます

〔抹消依頼〕

落札店が、車検付車両の抹消登録を出品店に希望する場合以下の制約があります
尚、依頼受付期間はAA終了後1時間以内とします

- ①車検残がAA開催日の翌月末日以内の場合は、出品店は必ず抹消登録手続きを行わなければなりません
- ②車検残がAA開催日の翌々月1日以上の場合、出品店に強制することは出来ません
但し、この場合出品店が抹消手続きを了承した時点で当該車両はクレーム受付対象外車両となります

〔保証書の欠品〕

保証書とは新車販売ディーラー発行様式に準じ保証継承が可能なもの

メーカー規定保証期間内の車両	キャンセル時：ペナルティ-2万円+諸経費 値引き時：5万円
メーカー規定保証期間を 経過している車両	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引き時：2万円（低価格車は1万円）

〔取扱説明書の欠品〕

車両成約金額	値引き額	
100,000円 以下	5,000円の値引き	キャンセル不可
200,000円 以下	10,000円の値引き	キャンセル不可
200,000円 超える	20,000円の値引き	キャンセル不可

取扱説明書とは車両本体の説明書を指します ナビや他オプションに対する説明書の有無は不問です
新車販売時に備え付けのものに加え、メーカーが純正部品として販売しているコピーも可とします
但し、汚れ等がひどく使用が困難なものは不可です

〔新車並行輸入車〕

製造年式と初年度登録年が違う場合、通関証明の添付が必要です
クレーム受付は書類発送後7日間

〔納税証明書の取扱い〕

落札店がAA開催日と同一年度内に車検満了を迎える落札車輛の継続検査を行うには
納税証明書（継続検査用）が必要となりますので添付をお願いいたします
当該車輛の車検満了日が名義変更期限より短い場合は譲渡書類と合わせて提出してください
譲渡書類に納税証明書の添付が無い場合で落札店よりの請求があった場合は請求した日より10日以内に主催商組へ提出 尚、提出されない場合、ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算

〔リサイクル券の取扱い〕

リサイクル料金は車輛価格とは別の取扱いとします
リサイクル料金預託済み車輛を出品されます際は出品申込書に必ずリサイクル料金を記入してください
記入金額は当該券【B券】に記載されている金額を記入してください
当該車輛成約時には【A券】【B券】を譲渡書類と同時に提出してください
出品申込書にリサイクル料金の記載が無い場合は車輛価格に含まれる処理となり追加精算は行いません
又、事務局にて再発行を依頼されます場合は手数料1,000円となります

〔落札車輛のリサイクル処理について〕

落札車輛のリサイクル処理に関しましては、必ず譲渡書類到着後
書類を確認のうえリサイクル法に従って手続きを行って下さい
書類到着前に落札店が対象車輛のリサイクル処理を先行して行われますと
出品店の書類手続き（自社名義変更 等）に制限が生じます
誤って落札店が先行してリサイクル処理を行い出品店より譲渡書類の手続きについて
制限が生じた旨のクレーム申告がなされた場合ペナルティーの対象となります
尚、落札店は誤った処理の復旧責任を負うものとします
また、出品店は発生した誤処理の解決に向けた全面協力を行うものとします
裁定はペナルティ規定⑯にて行います

■ 自動車税相当額の取扱い

JU奈良AAで落札された車輛が車検付の場合当該車輛の年度末までの
自動車税未経過引継ぎ分相当額（以下、「自動車税相当額」）は、AA開催の当月分は
出品店、翌月からは落札店の負担となります
JU奈良AAでは、AA開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店より
お預かりし（3月開催分は翌年度全額相当額）落札店の名義変更等の登録状況により次のように精算いたします

（抹消登録の場合）

抹消月に応じて預かり自動車税相当額を出品店・落札店に振り分けて精算いたします

（移転登録の場合）

名義変更確認後、預かり自動車税相当額を出品店にお支払いいたします
尚、その後同一年度内に抹消登録をした時はその通知（抹消登録証明書の写し）を抹消日の翌月2日までに
事務局に提出してください 出品店への残月分を請求し落札店にお支払いさせていただきます
期限を過ぎますと受付出来ませんのでご注意ください

〔自動車税相当額の二次精算について〕

名義変更後抹消登録を行った場合自動車税相当額の月割り精算は原則としてJU奈良AAで行います
抹消登録日の翌日より年度末までの相当額を出品店より落札店に戻す精算を行います
その場合抹消登録を行った日の翌月2日までに事務局で手続きを行ってください
この期間を経過しますと二次精算手続きを行うことが出来ません

■ クレーム

クレーム延長	<p>クレーム延長条件を満たし事務局が受付を行ったもの</p> <p>遠隔地 離島 / 北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、沖縄県</p> <p>天変地異により輸送が困難と事務局が判断した場合</p> <p>その他の理由により事務局が相当と判断した場合</p>
--------	--

■ 車輛搬出

〔搬出券の発行〕

落札車輛及び流札車輛を搬出されます際は、事前に搬出券の発行手続きが必要です
 搬出券の発行の為の「搬出券発行端末」の操作には「ボスカード」が必要となります
 又、大切な会員様の車輛を保管させていただいています保安上の理由により
 一度発行されました搬出券を「搬出券発行端末」より再発行することは出来ません
 搬出券の取扱については十分ご注意ください（原則、発行された搬出券のお預かりはいたしません）
 尚、搬出券の再発行等の手続きは、事務局営業日の営業時間内とさせていただきます
 夜間（事務局営業時間外）の搬出券再発行手続きは出来ませんので十分ご注意ください
 再発行手続きの際は、身分証明書のご提示をお願いする場合があります

搬出券発行期間	A A 当日 より 翌週火曜日 17 時 まで
---------	-------------------------

〔車輛搬出〕

落札車輛及び流札車輛を搬出されます際は、搬出券が必要です
 保安上の理由により搬出券の無い車輛の搬出は一切行いませんのでご了承ください
 又、搬出の際は室内及びトランク内を確認させていただきます

搬 出 期 間	A A 当日 13 時より 翌週火曜日 17 時まで
---------	----------------------------

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行不明車	商談落札	裁定基準
------	------	-----	------------	-----	-------	------	------

盗難車輛	無 期 限						キャンセル時ペナルティー10万円 +JU奈良AAが認める全経費
接合車輛	AA開催日含む3ヶ月						キャンセル時ペナルティー5万円 +JU奈良AAが認める全経費
冠水歴車輛	AA開催日含む3ヶ月						キャンセルペナルティー5万円 +JU奈良AAが認める全経費
走行異常	AA開催日含む6ヶ月				書類 発送日 含む 1ヶ月	AA 開催日 含む 6ヶ月	保証書・記録簿・他AAの出品歴等で 走行距離の異常を明示できるもの キャンセル時ペナルティー (出品店関与10万円・不関与5万円) +JU奈良AAが認める全経費 記録簿:ユーザー車検を除く 保証書:メーター交換の実施内容が明確なもの 交換日付と距離のみでは不可 書類から判明した場合は書類発送日含む1ヶ月 (車輛取引に関して授受される書類全て 車輛に付随している目視確認できるもの)
抵当権設定車輛 差押車輛	無 期 限						キャンセル時ペナルティー10万円 +JU奈良AAが認める全経費
消火器散布歴車輛	AA開催日含む3ヶ月						キャンセルの場合 ノーペナルティー+JU奈良AAが認める全経費
規格外ミッション 規格外エンジン 及び乗せ替え車輛	書類発送日含む1ヶ月						キャンセル時ペナルティー2万円 +JU奈良AAが認める全経費

年式・月	書類発送日含む7日						輸入車輛は国内での初度登録年を年式とする キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
車名	当日						キャンセルの場合ノーペナルティー
ドア数・形状	当日						キャンセルの場合ノーペナルティー
グレード	書類発送日含む7日						新車販売価格 誤記入グレード>実グレード キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ 新車販売価格 誤記入グレード<実グレード ノークレーム 存在しないグレードはノークレーム
4WD⇔2WD の違い	当日含む5日						キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
車歴 車検の有無	書類発送日含む7日						キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
型式 定員 排気量 Nox ディーラー車輛	書類発送日含む7日						存在しない型式はノークレーム バン等の定員:前列1列のみ(定員2~3名)の場合記載が必要 未記入箇所はクレームの対象外となります キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
ミッション違い	当日含む5日						シフト位置(フロア・コラム等)の誤記入において 存在しないものはノークレーム キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ コラム・ダッシュの違いもノークレーム
燃料違い	当日含む5日						キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
登録遅れ	書類発送日含む7日						6ヶ月以上経過車輛が対象となります キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
装備品	ノークレーム						注意事項申告欄及びセールスポイントに記載された装備品の不良等 (AWの純正、社外も不可。但し申告したAWがスチールの場合受付)

〔登録20年経過車輛 専用〕

本車輛の性質上、クレーム受付範囲も大きく制限されております。

応れられます際は、十分な下見とクレーム受付範囲に大きな制限があることを承知の上セリに参加してください。

クレーム受付としまして、重大クレーム(規格外エンジン、規格外ミッション乗せ換え除く)と下記項目のみ受付とします。

■ クレーム申し立て期間・裁定基準

クレーム受付期間	裁定基準
年式・月	書類発送日含む7日 輸入車輛は国内での初度登録年を年式とする キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
車名	当日 キャンセルの場合ノーペナルティー
ドア数・形状	当日 キャンセルの場合ノーペナルティー
グレード相違	書類発送日含む7日 新車販売価格 誤記入グレード>実グレード キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ 新車販売価格 誤記入グレード<実グレード ノークレーム 存在しないグレードはノークレーム
4WD⇔2WD の違い	当日含む5日 キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
車歴 車検の有無	書類発送日含む7日 キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
検査証表記 内容の相違	書類発送日含む7日 存在しない型式はノークレーム バン等の定員:前列1列のみ(定員2~3名)の場合記載が必要 未記入箇所はクレームの対象外となります 長さ・幅・高さ・型式指定・類別区分相違及びなし ノークレーム ダンプ土砂以外の未記入 ノークレーム 登録遅れ 型式改・構造変更の表示なし ノークレーム キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
シフト相違	当日含む5日 シフト位置(フロア・コラム等)の誤記入において 存在しないものはノークレーム キャンセルの場合 ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ コラム・ダッシュの違いもノークレーム
燃料違い	当日含む5日 キャンセルの場合ノーペナルティー+陸送費用(往復)のみ
装備品	ノークレーム 装備品の不良等(AW申告したAWがスチールの場合受付) 純正、社外違いノークレーム
セールスポイント欄 不良・有無	当日含む5日 ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合 部品発送日を含む5日
修復歴車	ノークレーム
ディーラー・ 平行相違	ノークレーム
機関・機構不良	ノークレーム

出 品

1. 出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。
なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

2. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ①. 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要がある、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。
特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。
- ②. 車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。
出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両(登録車)は法令順守の関係から出品できません。
- ③. 出品申込書の注意事項申告欄は、車両の不具合(不良)内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。
記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。
- ④. 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント(純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー等)を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。
セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。
また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。
- ⑤. 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。
バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。
- ⑥. 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。
なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。
- ⑦. 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード(カラー番号)の双方を記入する必要があり、車体色と色コード(カラー番号)が異なっている場合は、色コードが優先となります。
- ⑧. 社外品は、出品申込書の注意事項申告欄に記入する必要がありますが、当該社外品が正常に機能しない場合は、その不良内容等を記入してください。
未記入の場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。
- ⑨. 出品申込書の装備品記入欄は、純正(メーカー・ディーラー)装備品のみ記入することができます。社外品であるにも関わらず装備品に○印を付した場合はクレームとなります。
なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

- ⑩. ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。
出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。
なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。
- ⑪. 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。
なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。
- ⑫. エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があり、記入のない場合はクレームとなります。
なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を課すことがあります。
- ⑬. 特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。
クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入してください。
- ⑭. ワンオーナーとは、新車登録者名義から変更されていない車両を意味しますが、販売目的等でディーラーまたは専門店（古物許可証を持った法人および個人への登録）に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。なお、リースアップ車両も含まれます。
ただし、レンタカー、事業用等の登録歴があった場合は、ワンオーナーとはなりません。
- ⑮. 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、または保証継承が可能な状態であるものとします。
ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。
保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。
- ⑯. 記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとします。
ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。
なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。
記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。
- ⑰. 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由することとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。
また、出品店が主催商組に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に

請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

- ⑱. 出品店は、出品車両の自動車税が納税されていることを確認して出品してください。

成約後、自動車税が未納で落札店が車検を受けることができないことが発覚した場合、別表Ⅳで定めるペナルティーが課されます。

3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

- ①. 走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で行走距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項申告欄に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

- ②. 走行距離計の改ざんが明白な車両「*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「*」マークを付記するとともに、注意事項申告欄に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

- ③. 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「#」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記するとともに、注意事項申告欄に「走行不明車」の文言を記載します。

- ④. タコグラフ装着車

車両総重量8トン未満のトラック、最大積載量5トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

- ⑤. セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。ただしセットアップメーター交換を証明する書類を提出する必要があります。

落札

1. 落札店注意事項

- ①. 現車オークションにおいては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。
- ②. 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。
- ③. 出品リスト(出品一覧表)と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
- ④. クレーム申立にかかる費用(ディーラー見積り費用)は、落札店の負担となります。
- ⑤. 出品車両の内・外装補助評価(A・B・C・D・E)並びに事故補助評価(大・中・小)は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。
- ⑥. クレーム申立前もしくは申立中に主催商組の許可なく修理加修を行ってはいけません。
- ⑦. 出品申込書のタイヤの残り溝は参考情報であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

2. クレーム申立方法

- ①. 落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を課します。
- ②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。
ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレーム申立期間

(1)基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日の営業時間までとします。

また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日が主催商組の休業日に当たる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

(2)具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

(3)クレーム受付期間延長

落札車両が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、原則として車両到着日翌日の主催商組の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。

ただし、主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。

また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。

なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の主催商組の営業時間までとします。

(4)天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム受付期間延長

天災、悪天候、繁忙期等によって全体的な車両輸送の遅延が認められる場合、または主催商組の定めにより入金後搬出である場合等、主催商組の裁定により車両到着日翌日の主催商組の営業時間までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。

ただし、原則として主催商組の搬出期限内に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日以内に主催商組への申請を必要とします。

また、輸送業者等の遅延証明等を提示していただくことがあります。

なお、期間延長の最長は事象に応じて主催商組が裁定するものとします。

4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

①. **低価格車**

落札価格 20 万円未満の車両(登録車・軽自動車)。

なお、落札価格に手数料は含まれません。

②. **搬出前**

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む 4 日以内(最終日は主催商組営業時間内)とします。

ただし、期日の最終日が日曜日または主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

③. **諸経費**

通常クレーム期間の諸経費は、原則陸送費をいいます。

ただし、主催商組が認めた場合はその限りではありません。

5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、落札料および落札店がかかった諸経費は出品店負担となります。

ただし、諸経費は主催商組の認めたものとし、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則として契約解除、代金減額請求を受け付けません。

①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合。

ただし、その際にかかる保証継承代として 1 万円を出品店へ請求します。

②. 落札車両が初年度登録より 10 年または走行距離が 10 万kmを経過している車両、走行不明車、メーター改ざん車、並行輸入車、災害車の場合。

ただし、出品申込書のセールスポイント欄の記載箇所、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。

③. クレームの対象となる部品代(新品価格)が 2 万円未満の場合。

ただし、出品申込書のセールスポイント欄の記載箇所は除きます。

なお、部品代をほとんど伴わず修理代が大半を占める場合は、主催商組が認める範囲で修理代を含めます。

④. クレーム申立前もしくは申立中に第三者へ転売、他のオークションに出品し成約した場合。

ただし、走行距離問題車、冠水車、接合車、盗難車、車検証から発覚する誤記入はクレームの対象とします。

⑤. 落札店自ら移転登録、抹消登録した場合。

ただし、走行距離問題車、冠水車、接合車、盗難車はクレームの対象とします。

⑥. 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合。

⑦. 出品申込書に、エンジン、ミッションの不具合症状の記載がある場合におけるエンジン、ミッションの不良

に関するクレーム。(不良とはエンジンオーバーホールを要すものも含まれます。)

ただし、商組が相当であると判断した場合はクレームとします。

- ⑧. 落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合。
- ⑨. 日本国外へ輸出された場合(国内税関通過を含む)。
- ⑩. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。
- ⑪. その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

7. 代金減額請求の上限

低価格車(20万円未満)の代金減額請求は、落札車両価格の2分の1を限度とします。

8. クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統一ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を課すことがあります。

その他

1. 福祉車両の消費税

福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の不良、欠品等の不具合が主催商組では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税は計上します。

ただし、落札店により非課税対象車であることが確認された場合は、出品店の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとします。課税車両および非課税車両の判断については、主催商組において各メーカーのお客様相談室に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合に限り非課税車両と判断します。

なお、申立期間は書類発送日を含む7日となります。

雑 則

1. 統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

2. 附則

この統一ルールは、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

3. 改正記録

平成 25 年 1 月 31 日改正、平成 25 年 4 月 1 日実施

平成 26 年 1 月 30 日改正、平成 26 年 4 月 1 日実施

平成 28 年 1 月 28 日改正、平成 28 年 4 月 1 日実施

平成 29 年 1 月 26 日改正、平成 29 年 4 月 1 日実施

平成 29 年 6 月 8 日改正、平成 29 年 7 月 1 日実施

平成 30 年 6 月 7 日改正、平成 30 年 7 月 1 日実施

令和元年 6 月 6 日改正、令和元年 9 月 1 日実施

令和 2 年 6 月 4 日改正、令和 2 年 9 月 1 日実施

令和 3 年 9 月 14 日改正、令和 3 年 10 月 11 日実施

令和 5 年 4 月 12 日改正、令和 5 年 10 月 1 日実施

令和 5 年 7 月 10 日改正、令和 5 年 10 月 1 日実施

令和 6 年 4 月 10 日改正、令和 6 年 9 月 1 日実施

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
16	シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
17	冷房の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
18	燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン⇔ディーゼル等
19	セールスポイント欄の不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、欠品の場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
20	装備品欄の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	装備品欄に記載された装備品が不良の場合は、別表Ⅲのクレーム事項にて裁定する。
21	保証書の有無	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	<p><メーカー規定保証期間内の車両> キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引き時:5万円</p> <p><メーカー規定保証期間を経過している車両> キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引き時:2万円(低価格車は1万円)</p>
22	長さ・幅・高さ・型式指定・類別区分相違	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合はクレームとなることがある。

別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	修復歴車	当日含む5日		当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2	溶接パネル交換車 (リヤフェンダー・サイドシル・エンドパネル等)	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	評価点3.5点以上に限る。 落札金額10万円未満はノークレームとする。
3	再検査による評価点「1.5点」以上の差	当日含む5日		ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	
4	粗悪車	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ビラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
5	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	キャンセル時:ペナルティー(出品店関与10万円・不関与5万円)+諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類(車内から発見された記録簿等も含む)から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
6	CARFAX、AUTOCHECKにより判明した並行輸入車のメーター改ざん	当日含む1ヵ月	当日含む1ヵ月	当日含む1ヵ月	当日含む1ヵ月	当日含む1ヵ月	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費(陸送費のみ)
7	タコグラフ交換	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	キャンセル時:ペナルティー5万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。
8	走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	当日含む6ヵ月 または 書類発送日含む1ヵ月 (※)	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費(陸送費やその他にかかる費用)は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内とする。

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
9	冠水車 (申告なしの場合)	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
10	接合車	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
11	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
12	消火器の 散布跡車	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	当日含む3ヵ月	必要により現車確認とする。
13	エンジン 乗せ替え (規格外)	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は 1万円)+諸経費
14	ミッション 乗せ替え (規格外)	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	書類発送日 含む1ヵ月	FA⇔F5、AT⇔MT 等 キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は 1万円)+諸経費
15	出品店関与の 不法行為 (エアバッグ破裂 の隠ぺい等)						故意に事実を隠蔽し、虚偽の申告を行い、落札店に損害を与える行為として主催商組が認めた場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとする。また、入場停止等の制裁を課すものとする。

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。 必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	4 内装標準装備品の欠品(ヘッドレスト、シート等)	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤ等の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(バンタグラフ 3千円・油圧 5千円)、スペアタイヤ(普通車 5千円・軽 3千円)、コンプレッサー5千円。
	6 8ナンバーキットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。 塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したもの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。 R点のスタッドレスはノークレームとする。
	12 外装標準装備品の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15 イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可とする。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)
	16 オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定	
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超		
電装	17	サンルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18	エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19	パワースライドドア不良 (パワーバックドア含む)	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20	セルモーター・ダイナモ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	21	メーター類不良 (積算計は除く)	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。
機関	22	エンジン上部 (タペット・バルブ・ヘッド等不良)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23	エンジン下部 (メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。 ロータリーエンジンの圧縮不足は、低価格車、10年10万km超はノークレームとする。
	24	噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	25	ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	26	ラジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
機構	27	マフラー不良 (腐食等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	28	クラッチ不良 (滑り等)	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。ただし、主催商組が相当と判断した場合はクレームとなることがある。
	29	MTミッション不良 (ギア鳴き等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	30	ATミッション不良 (滑り・ショック・タイムラグ等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。必要により現車確認とする。
	31	デフ・トランスファー・カップリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。ただし、カップリング不良については、低価格車及び10年・10万Km超はノークレームとする。
	32	ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定	
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超		
機構	33	ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローター等の消耗品はノークレームとする。
	34	エアバッグ不良・欠品	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。ただし、使用済み欠品の場合は、低価格車も含めクレーム受付期間はAA 当日含む10日とする。故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
	35	ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	36	パワステ・ギアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	37	電動オープン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、電装系が原因の不良は初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	38	キー違い(エンジンキーとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
その他	39	職権打刻(国産のみ)	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	
	40	登録遅れ	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	マイナー・モデルチェンジから6か月以上を経過したもの。
	41	型式改・構造変更の表示なし	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	
	42	型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	43	記録簿の有無	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	値引時:2万円(低価格車は1万円)
	44	ワンオーナー	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費
	45	メーター(積算計)の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	46	冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題、セールスポイント記載事項に限りクレームとする。ただし、主催商組が相当と判断した場合はクレームとなることがある。
	47	装備品欄に関する付属品の欠品	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	ノークレーム	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	部品代2万円以上のものとする。ナビロム、リモコンなど

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定	
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超		
その他	48	標準装備品に関する附属品の欠品	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	ノークレーム	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、SDカードなど。ただし、EV車の充電ケーブルが欠品の場合は低価格車であってもクレームとする。
	49	標準装備品のスマートエントリー・インテリジェントキー欠品	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	部品代2万円以上のものとする。 セールスポイント欄、後日品欄に記載がある場合は、メカニカルキーなどの欠品がないこと。
	50	ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合	部品発送日含む5日	部品発送日含む5日	ノークレーム	部品発送日含む5日	ノークレーム	セールスポイント欄に記載されたナビについては、10年・10万km超車両のクレーム受付期間についても部品発送日含む5日間とする。
	51	社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	52	コーションプレート欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	53	車検証備考欄の走行距離相違	書類発送日含む1ヵ月	書類発送日含む1ヵ月	書類発送日含む1ヵ月	書類発送日含む1ヵ月	書類発送日含む1ヵ月	記録簿で確認できる場合:ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合:キャンセル時ペナルティ5万円+諸経費
	54	特殊・特装車両の上物と車両本体の年式違い	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	ただし、2年以上の隔りがある場合に限りクレームとする。
	55	触媒の欠品・加工・規格外付替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	触媒欠品・加工・規格外付替え車両の出品は、出品票の注意事項欄へそれらの状態を申告(記載)する必要がある。 社外マフラー装着の申告のみでは触媒欠品とみなさない。 クレーム裁定は原則キャンセルとする。 触媒内部の抜き取り、隠蔽目的のパイプ加工等、故意に事実を隠蔽していると主催商組が判断した場合、規定のクレーム受付期間以降でもクレーム申立を認めるものとし、クレーム裁定とは別に参加停止等の制裁を課すことがある。
56	前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。)ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。 ただし、ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合は10万円とし、落札金額1000万円以上の場合は15万円とする。 なお、商談落札によるキャンセルについては、商組規約に準じるものとする。
②	出品店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。)の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料とする。 オークション当日以降の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+主催商組が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず主催商組を介して申し出すること) 出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算する。ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
④	自動車税が未納で車検が受けられない場合	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
⑤	主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算(主催商組の休業日は除く)
⑥	オークション開催日を含め21日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	落札店のキャンセル申立を認め ペナルティー10万円+上記⑤の書類遅延ペナルティー+出品料+成約料+落札料+主催商組が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)
⑦	オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更等通知期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合	名変通知期限より 1～7日遅延:ペナルティー1万円 8～14日遅延:ペナルティー2万円 15～21日遅延:ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算
⑧	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
⑨	オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポスト利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数 × 2千円のペナルティー。 なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポスト登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。
⑩	譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合	下記金額にて差替え依頼ができる。(必ず主催商組を介して申出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状…2万円 譲渡証…2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)…2万円 記入申請書…2万円 ただし、譲渡証、委任状の旧所有者(譲渡人・委任者)が記入すべき欄を落札店が書き損じてしまった場合は、上記差し替えペナルティーの対象外とする。
⑪	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合(出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ1万円を支払う。

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
⑫	書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	<p>下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申出をすること)</p> <p><普通車> 出品店名義の場合…5万円(実費含む) その他名義の場合…10万円(実費含む)</p> <p><軽自動車> 出品店名義の場合…3万円(実費含む) その他名義の場合…5万円(実費含む)</p> <p>抹消書類紛失の場合は、上記の限りではない場合がある。</p>
⑬	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー2千円
⑭	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合(出品店起因による落札店への迷惑行為も同様)	ペナルティー3万円
⑮	抵当権設定があり移転登録等が出来ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に抵当権設定を解除しなければならない。7日以内に解除できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に抵当権解除が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。
⑯	自動車リサイクル法の引取り報告により移転登録等が出来ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に移転登録等ができる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。
⑰	オークション成約前の交通違反等により車検が受けられない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に車検が受けられる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。